

日 薬 業 発 第 8 号
令 和 8 年 4 月 1 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品につきましては、令和8年3月10日付け日薬業発第465号にてお知らせしたところですが、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について作成されたリストが、厚生労働省ホームページで公表されていますので、改めて周知いたします。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

(別添)

・長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

(令和8年3月31日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和8年3月31日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品については、「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」（令和 6 年 4 月 19 日事務連絡）においてお示ししているところであるが、先日、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 116 号）が公布され、令和 8 年 6 月 1 日より適用されることとなったことに伴い、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品についてリストを作成し、次のとおり厚生労働省ホームページで公表しているため、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html